



# 鳥取県公報

平成 29 年 2 月 10 日 (金)  
号外第 8 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 条 例	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（２）（人事企画課）・・・・・・・・ 3
	鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例 （３）（Ⅱ）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
	鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例（４）（住まいまちづくり課）・・・・ 5

=====公布された条例のあらまし=====

## ◇職員の子育休等に関する条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

児童福祉法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

## 2 条例の概要

- (1) 育児休業に係る子について定めた条例の規定中引用する児童福祉法の条項を改める。
- (2) 施行期日は、平成29年4月1日とする。

## ◇鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

最高裁判所裁判官国民審査法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

## 2 条例の概要

- (1) 審査分会長及び審査分会立会人の報酬を定めた規定中引用する最高裁判所裁判官国民審査法施行令の条項を改める。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

## ◇鳥取県建築基準法施行条例について

## 1 条例の改正理由

母子保健法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

## 2 条例の概要

- (1) 敷地が接する道路に係る制限を設ける建築物を定める規定（別表第1）中引用する母子保健法の用語を改める。
- (2) 施行期日は、平成29年4月1日とする。

# 条 例

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年2月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県条例第2号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(育児休業法第2条第1項の条例で定める者) 第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法 <u>第6条の4第1号</u> に規定する養育里親である職員に委託されている児童のうち、当該児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、当該職員が養子縁組によって養親となることができない者とする。	(育児休業法第2条第1項の条例で定める者) 第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法 <u>第6条の4第2項</u> に規定する養育里親である職員に委託されている児童のうち、当該児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、当該職員が養子縁組によって養親となることができない者とする。

### 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年2月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第3号**

鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例（平成19年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第2条、第4条関係）		別表第1（第2条、第4条関係）	
区分	報酬又は給料の額	区分	報酬又は給料の額
略		略	
審査分会長及び審査分会立 会人	最高裁判所裁判官国民 審査法施行令（昭和23 年政令第122号） <u>第17</u> 条第2項の規定に基づ き中央選挙管理会が定 める額	審査分会長及び審査分会立 会人	最高裁判所裁判官国民 審査法施行令（昭和23 年政令第122号） <u>第18</u> 条第2項の規定に基づ き中央選挙管理会が定 める額

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年2月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 鳥取県条例第4号

鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表第1（第6条関係） 1 略 2 病院、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎、児童福祉施設、助産所、身体障害者更生援護施設（補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設を除く。）、精神障害者社会復帰施設、保護施設（医療保護施設を除く。）、婦人保護施設、知的障害者援護施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、 <u>母子健康包括支援センター</u> 、学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、展示場、キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、遊技場又は公衆浴場の用途に供する建築物 3・4 略	別表第1（第6条関係） 1 略 2 病院、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎、児童福祉施設、助産所、身体障害者更生援護施設（補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設を除く。）、精神障害者社会復帰施設、保護施設（医療保護施設を除く。）、婦人保護施設、知的障害者援護施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、 <u>母子保健施設</u> 、学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、展示場、キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、遊技場又は公衆浴場の用途に供する建築物 3・4 略

#### 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。